

○国土交通省令第二号  
環境省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の六第一号イの規定に基づき、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

国土交通大臣 前原 誠司

環境大臣 小沢 鋭仁

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令  
船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和六十二年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

附 則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。



船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照表  
 ○船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和六十二年二月十四日総理府・運輸省令第一号）（抄）

改正案	現行
<p>（X類物質等に係るストリップング）            第二条 令別表第一の六第一号イの国土交通省令・環境省令で定める装置は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第二十七条第一項に規定するストリップング装置（以下「ストリップング装置」という。）とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（X類物質等に係るストリップング）            第二条 令別表第一の六第一号イの国土交通省令・環境省令で定める装置は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第二十七条第一項に規定するストリップング装置（以下「ストリップング装置」という。）とする。</p> <p>2 （略）</p>

